

古文書解説にチャレンジ！ その5 解答

【筆耕】（くずし字の書きおこし）

右者今般税法御改正二付、私共村方銘々、村地・共有地とも反別代価等可申上旨御達二付、私共立会、堤前・隠田・切開・縄伸之類

迄、地毎二取調、箇所落ハ勿論、隠歩等一切無御座、且取揚米并小作

米金等聊詐欺之儀不奉申上候、若心得違之儀有之、後日相頭ニ於而ハ如何様之御処分有之候共、毛頭申分無御座候、依之地主一同調印を以奉申上候、以上

第拾壺大区八小区

武蔵国多摩郡久米川村

【読み下し】（筆耕を読み言葉にしたもの）

右は、今般税法御改正につき、私共村方銘々、村地・共有地とも

反別・代価等申し上げるべく旨お達しに付、私共立会い、堤前・

隠田・切開・縄伸の類迄、地毎に取調べ、箇所落ちは勿論、隠歩

等一切御座無く、且つ取揚米ならびに小作米金等聊かも詐欺の

儀申上げ奉らず候、もし心得違いの儀これ有り、後日相頭れ

においては、如何様のご処分これ有り候共、毛頭申分御座無

く候、これに依り地主一同調印を以て申上げ奉り候、以上

（後略）

【現代語訳】

右（改正地券についての面積・等級の調べ書き本文）は、このたび税制改正（地租改正のこと）につき、村の土地や共有の場所も、面積と地価を報告するようにとの命令があったため、いままでは課税地ではなかったような堤の周辺地や、隠した田畑、開墾したばかりで課税額が低かった場所、土地面積を測る際に小さく見積もられた場所など、それぞれの土地ごとに取り調べました。抜け落ちた場所はもちろん、隠した場所や、所有者が失われた土地を貰い受けた箇所についての収獲や、小作米・小作金について少しのまちがいがいも報告にはございません。もし道理にはずれたようなことがあって、後になって発覚した場合は、どのような処分があっても、全く申し開きすることはございません。このことについて地主一同で確認の押印を行い、調書を提出いたします。以上。（後略）

古文書解説に興味がおありの方は『東村山市史研究』二十五〜二十七号掲載の「史料紹介」にも文書資料を紹介しておりますのでご覧ください。

また、当館では「古文書講座入門編」等講座も開講しております。詳しくは職員までお尋ねください。